

○甲府市新規就農者農地集積支援事業奨励金交付要綱

平成22年4月1日

農第1号

(趣旨)

第1 この要綱は、新規就農者に対する農用地の集積を支援するため、農用地を貸し付けた者に対し、予算の範囲内で新規就農者集積支援事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 奨励金の交付の対象となる者（法人を除く。）は、市内に住所を有する者で、新規就農者（市内に住所を有し、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項に規定する認定を受けた日から起算して3年以内の者（法人を除く。）で同一経営体内に既に農業従事者がいないものをいう。）に、農地中間管理機構を経由して農用地を貸し付けたものとする。

(対象となる農用地)

第3 奨励金の対象となる農用地（以下「対象地」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 面積が0.1アール以上であること。
- (2) 農業振興地域内にあること。
- (3) 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地中間管理事業に基づき3年以上の賃借権を設定したものであること。

(奨励金の額)

第4 奨励金の額は、対象地の1筆ごとの面積（10m²未満切り捨て）に次の表に掲げる10アール当たりの単価を乗じて得た額を合計して得た額とする。

対象地の区域	賃借権設定期間	10アール当たりの奨励金額（円）
農用地区域外	3年以上6年未満	10,000
	6年以上	20,000
農用地区域内	3年以上6年未満	15,000
	6年以上	30,000

備考 農用地区域とは、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8

条第2項の規定により市が定めた区域をいう。

(奨励金の交付手続)

第5 奨励金の交付を受けようとする者は、その対象地に賃借権を設定した日の属する年度の指定された日までに、甲府市新規就農者集積支援事業奨励金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則（昭和49年3月規則第18号）に基づき農業委員会が審査した結果及び前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、これを適當と認めたときは、奨励金の交付を決定するものとする。

(奨励金の取消し又は返還)

第6 市長は、奨励金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
 - (2) 賃借権又は利用権設定の存続期間満了前に対象地の契約を解除したとき。ただし、災害による農用地の崩壊、公共の用に供するための買収等やむを得ない理由に基づく契約の解除は、この限りでない。
- 2 前項第2号の契約の解除については、次の各号に定める額を返還させるものとする。
- (1) 賃借権又は利用権設定後3年未満で契約を解除した場合は、奨励金の全額に相当する額
 - (2) 賃借権又は利用権設定後3年以上6年未満で契約の解除をした場合（賃借権又は利用権設定が6年以上の場合に限る。）は、奨励金の2分の1に相当する額

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年2月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

令和 年度甲府市新規就農者農地集積支援事業奨励金交付申請書

甲府市長 樋口雄一様

申請年月日	令和　年　月　日
住　　所	
フリガナ	
氏　　名	(印)

奖励金振込先

農協 支所
銀行 支店 預金

口座番号

口座名義人(申請者氏名)

印

注1)太線内を記入、押印すること。注2)口座名義人は、申請者と同一とすること。

次により甲府市新規就農者農地集積支援事業による奨励金を交付されたく申請する。